相談日　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目** | | **申請者記入欄** | **備考** | **成田市チェック欄** |
| 相談者名 | | 氏名 |  |  |
| 設置者名 | | 氏名 |  |  |
| 地名地番 | | 成田市 | すべての地番を記入  ※筆数が多い場合は、別紙を作成すること。 |  |
| 開発区域（建築敷地）の面積 | | ㎡ | ５ha未満か（条例第５条第１項第１号） |  |
| 予定建築物の用途 | |  | 第二種低層住居専用地域内に建築可能なものか  （条例第５条第２項） |  |
| 予定建築物の規模 | | □建築面積　　　　　　　　　 ㎡  □延床面積　　　　　　　　　 ㎡  □建蔽率 　 　　　　 　％  □容積率　　　　 　　　　 　％  □最高の高さ　　 　　　　 　ｍ | 建蔽率５０％、容積率１００％、最高の高さ１０ｍ  （規則第５条） |  |
| 市街化区域からの距離 | | * 約　　　　 　　　　ｍ   **※市街化区域からの距離が確認できる地図を添付** | 市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅を建築できない地域を除く）から1.1ｋｍ以内か  （条例第５条第１項第１号） |  |
| 災害レッドゾーン | 災害危険区域  ※ちば情報マップ参照 | □含まれている  □含まれていない  **※ちば情報マップを添付** | 建築基準法第39条第1項  （政令第２９条の９）  （条例第５条第１項第３号） |  |
| 地すべり防止区域 | － | 地すべり等防止法第３条第１項  （政令第２９条の９）  （条例第５条第１項第３号） | － |
| 急傾斜地崩壊危険区域  ※ちば情報マップ参照 | □含まれている  □含まれていない  **※ちば情報マップを添付** | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項  （政令第２９条の９）  （条例第５条第１項第３号） |  |
| 土砂災害特別警戒区域  ※ちば情報マップ参照 | □含まれている  □含まれていない  **※ちば情報マップを添付** | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第９条第１項  （政令第２９条の９）  （条例第５条第１項第３号） |  |
| 浸水被害防止区域 | － | 特定都市河川浸水被害対策法第５６条第1項  （政令第２９条の９）  （条例第５条第１項第３号） | － |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 災害イエローゾーン | 土砂災害警戒区域  ※ちば情報マップ参照 | □含まれている  □含まれていない  **※ちば情報マップを添付** | | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第７条第１項 |  |
| 浸水想定区域  ※なりた地図情報参照 | □利根川  □根木名川  □高崎川 | □３ｍ以上  □３ｍ未満 | 水防法第１５条第１項第４号  （政令第２９条の９）  （条例第５条第１項第３号） |  |
| **※なりた地図情報を添付** | |  |  |
| 津波災害特別区域 | － | |  | － |
| その他除外すべき区域 | 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域  ※農政課及び農業委員会事務局に照会 | □農用地区域  □第一種農地  □甲種農地  □含まれていない  ※農政課  担当者名  ※農業員会事務局  担当者名 | | 農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号  農地法第４条第６項第１号ロ及び第５条第２項第１号ロ  農地法施行令第６条その他  ※所管部局に確認のうえ、当該指定が解除されることが決定している区域、短期間のうちに解除される又は農地転用されることが確実と見込まれる区域を除く |  |
| 優れた自然の風景を維持し，都市の環境を保持し，水源を涵養し，土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域  ※千葉県北部林業事務所のホームページ等で確認 | □保安林  □含まれていない  **※千葉県HP「保安林に指定されているか確認したい」に掲載されている「3保安林のある市町村・大字」の土地が含まれる場合は、北部林業事務所に照会した回答文書等を添付** | | 森林法第２５条第１項及び同法第２５条の２第１項、同法第２項  ※所管部局に確認のうえ、当該指定が解除されることが決定している区域、短期間のうちに解除される又は農地転用されることが確実と見込まれる区域を除く |  |
| 既存集落内 | | □含まれている  □含まれていない  **※連たん図を添付** | | （条例第２条第１項第１号又は第２号）  （条例第５条第１項第２号） |  |
| その他（必要に応じて作成） | | □測量図 | | 当該地が既存集落内であるかの確認のため |  |

※相談にあたっての留意事項：本相談は、将来にわたり相談地が都市計画法第３４条第11号（連たん区域）の許可要件を満たすことを担保するものではない。

※備考欄の（　）は、都市計画法及びその関係法令等

※参照ホームページ及び照会先の一覧

①ちば情報マップ（<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/PositionSelect?mid=6601>）

②なりた地図情報（防災情報）（<https://www2.wagmap.jp/narita/Portal>）

③農政課（市役所行政棟4階　TEL0476-20-1541）

④農業委員会事務局（市役所行政棟4階　TEL0476-20-1573）

⑤保安林に指定されているか確認したい（<https://www.pref.chiba.lg.jp/rj-hokubu/kanrika/hoan-kakuninn.html>）